* 中	コンプライアンス・	分類番号	J C D A 0 8
特定非営利活動法人日本キャリア開発協会	利益相反管理規程	実 施	R02. 01. 01
日本イヤック開発励云	利益怕及自生规性	改 訂	R05. 03. 01

### (目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本キャリア開発協会(以下「協会」という)の倫理規定の理念に則り、この協会に適用または適用の可能性のある法令、定款または内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という)及び、利益相反に関する諸事項の適切な管理に努めるため、この規程を設ける。

#### (基本方針)

- 第2条 この協会の役員及び職員(以下「役職員」という)は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯 に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。
- 2 この規程において「利益相反」とは、協会ならびに役職員としての義務よりも、自己または第三者 の利益を優先させる行為をいう。「組織としての利益相反」「個人(役職員)としての利益相反」があ り、いずれの利益相反もないようにする。

# (コンプライアンス委員会)

- 第3条 理事長は、この規程の実施・運営のため必要に応じて「コンプライアンス委員会」を設置し、 コンプライアンス委員長を務める。
- 2 委員会は理事長、事務局長、部門責任者、及び必要に応じて選任する外部委員で構成する。外部委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 協会におけるコンプライアンスの取り組みに関する重要事項の決定は、理事会が行う。

#### (委員会の招集)

- 第4条 委員会は理事長が招集する。
- 2 委員会は、構成員の3分の2の出席がなければ開催できない。
- 3 表決は全会一致を原則とする。ただし、委員は事故の利害に関する案件については表決権を有しないものとする。

#### (事務管理)

第5条 コンプライアンス・利益相反の管理・運営は、委員会の指導の下、協会の管理担当部門が事務 局の任にあたる。

### (違反行為に関する調査と報告)

- 第6条 協会の管理担当部門はこの規程の趣旨に沿って、コンプライアンス・利益相反に関する調査を 適宜、委員会と連携して公正かつ公平に行う。
- 2 役職員は、コンプライアンス・利益相反に違反する行為もしくは違反のおそれのある行為を認めた ときは、通常の業務遂行の一環として、その是正・防止に努めなければならない。その経緯および結 果については管理担当部門に報告するものとする。その場合、管理担当部門は前項の規定に沿って調 査する。

- 3 役職員は、前項について、通常の業務遂行上の手段・方法によってはその是正・防止が不可能または困難である場合、公益通報制度を利用できる。同制度の詳細は、別に定める「内部通報規定」による。
- 4 役職員は、利益が相反する可能性がある場合、管理担当部門に報告しなければならない。職員は報告事項に変更が生じた場合はすみやかに届け出る。
- 5 報告者が当協会の役職員の身分を失った時、管理担当部門は報告書をすみやかに破棄し、委員会に 報告する。

(委員会の疑義・違反への対応)

- 第7条 管理担当部門が第6条第1項、第2項の調査に基づき、役職員にコンプライアンス・利益相反の疑義があると判断した場合、理事長に報告し、委員会開催の判断を仰がなければならない。
- 2 委員会は疑義を審査し、違反があったと判断した場合は原因を究明して改善を指導し、再発防止策を提言する。
- 3 違反があったと判断された関係役職員が前項の指導・提言に異議がある場合は、委員長に再審査を 求めることができる。
- 4 前項の異議がない場合、委員会は重大なものについては指導・提言の内容を直ちに公表する。異議があった場合は再審査の上で、重大なものについては結果を公表する。
- 5 理事長は委員会の指導・提言に基づき、関係者に対する厳正な処分をする。

## 附 則

- この規程は令和2年1月1日から実施する。
- この規程の一部改訂し、令和5年3月1日から実施する。